



川監委第5050号

令和7年11月28日

川越市長 森田初恵様
川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文
同 石川隆二
同 中原秀文

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

川越市土地開発公社

所管部局

財政部 管財課

1 組織

川越市土地開発公社の組織は、理事長、副理事長1名、理事9名、監事2名のもと、事務局7名の職員を置いている。

2 事業の概要

地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地、道路、公園、緑地、その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成、その他の管理及び処分を行っている。

3 市との関係

(1) 出資関係

川越市は、川越市土地開発公社に対して、5,000,000円を出資している。

(2) 補助金関係

川越市は、川越市土地開発公社に対して、金融機関からの借入金に係る利子補給として、毎年度、補助金を交付している。

(令和6年度補助金交付額：28,469,892円)

(3) 債務保証関係

川越市は、川越市土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証を行っている。

第3 監査の期間

令和7年6月30日から令和7年11月28日まで

第4 監査の方法

令和6年度及び令和7年度（4月から7月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査

資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、中原秀文

第6 監査委員の除斥

山木綾子監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

第7 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、関係法令、定款等に従い、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 公有財産台帳について

(意 見)

管財課において、市から土地開発公社への出資による権利に関し、公有財産台帳が備えられていなかった。

財産規則の所要の整備を行った上で当該権利に係る公有財産台帳を備え、適正に事務処理をすること。

※ 取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求める指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「るべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。